

職員退職給付支給規程

2018年9月25日

MF第2018000005号

(総則)

第1条 一般財団法人みらい財団（以下「財団」という。）職員就業規則（以下「就業規則」という。）第37条の規定により職員に支給する退職給付は、この規程の定めるところによる。

(退職給付の受給者)

第2条 退職給付は、職員が解雇され又は退職したときはその者に、職員が死亡したときはその遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲及び順位は、労働基準法に定めるところによる。

(退職給付の支給制限)

第3条 退職給付は、職員が次の各号の一に該当する場合においては、支給しない。

(1) 勤続5年未満で退職したとき。

(2) 就業規則第37条第1項ただし書の規定に該当するとき。

(退職給付の額の決定基準及び計算方法)

第4条 職員の退職給付の額の決定基準及び計算方法については、次の各号に定めるところによる。

(1) 算出方式

退職給付の額 = [累積勤続ポイント + 累積資格等級ポイント] × ポイント単価 × 支給係数

(2) 累積勤続ポイント

別表1に定める勤続ポイント表に基づき、当該職員の勤続1年ごとに与えられる勤続ポイントを退職時まで累計したものをいう。

(3) 累積資格等級ポイント

別表2に定める資格等級ポイント表に基づき、当該職員の各資格等級在籍1年ごとに与えられる資格等級ポイントを退職時まで累計したものをいう。

(4) ポイント単価

1ポイント当たり10,000円とする。

(5) 支給係数

退職時の満年齢が56歳未満の職員は別表3の支給係数を乗じて算出する。退職時の満年齢が56歳以上の職員は別表3の支給係数に更に別表4の支給係数を乗じて算出する。

(累積ポイントの計算方法)

第5条 累積勤続ポイント及び累積資格等級ポイントの計算は年単位で行い、1年は12ヶ月とする。

2 退職時、休職時及び降格時における1年に満たない端月数及び1ヶ月に満たない端日数については、次の各号に定めるところに従いこれを処理し、年単位として累積ポイントを算出する。

(1) 退職時及び休職時における1年に満たない端月数（以下「端月数」という。）については、退職時及び休職時における勤続ポイント及び資格等級ポイントに対して、それぞれ端月数を12で除した係数を乗じて累積ポイントを算出する。

(2) 年の途中に昇格した者のその年の資格等級ポイントは、次のとおりとする。

$$\text{昇格前の資格等級ポイント} \times \text{昇格前の勤続月数} \div 12 \\ + \text{昇格後の資格等級ポイント} \times \text{昇格後の勤続月数} \div 12$$

(3) 前号における1ヶ月に満たない端日数については、それぞれ15捨16入して月単位とする。

(4) 第1号及び第2号において算出したポイントの小数点以下の端数は、小数点以下第一位を四捨五入する。

（勤続期間の計算）

第6条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、その者が財団の職員となった日の属する月から、解雇され、退職し又は死亡した日の属する月までの年月数による。

2 勤続期間のうち、欠勤、休職、休業又は停職により実際に職務につかなかった期間（実際に職務についていた日のある月を除く。）があるときは、当該期間を前項の規定により計算して得た勤続期間から除算する。ただし、職員が他の機関に出向した期間は、職務についていたものとみなす。

（退職給付の支給）

第7条 退職給付は、法令で定められた控除すべき額を控除した残額を通貨をもって支給する。

2 他の機関に出向した職員が、当該機関より退職給付（これに相当する給付を含む。）の支給を受けた時は、その額をこの規程により計算した退職給付の額から控除する。

3 退職給付は、予算その他の特別の事由がある場合を除き、支給事由が発生した日から1か月以内に支給する。

（特別加算金の支給）

第8条 財団の都合により職員が退職する場合は、理事長が別に定めるところにより特別加算金を支給することができる。

2 特別加算金の額は、次の算出方法により算出した額とする。

(1) 勤続5年未満 支給係数を100／100とした額

(2) 勤続5年以上 退職後、次の期間勤務したものとみなした場合の勤続ポイント及び等級ポイントの累計ポイントにポイント単価を乗じた額。ただし、等級ポイントは退職時の等級でその期間勤務したものとみなす。

1) 勤続5年以上10年未満 3年

2) 勤続10年以上25年未満 5年

3) 勤続25年以上30年未満 3年

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附則

この規程は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第20条に基づく指定を受けることを停止条件として、当該指定を受けた日に施行する。

別表1

勤続年数	ポイント
1	5
2	
3	6
4	
5	7
6	
7	8
8	
9~25	勤続年数 と同数
26以上	25

別表2

資格等級	ポイント
1	12
2	25
3	50
チーム長	75
部長	100
事務局次長	115
事務局長	125

別表3

勤続期間	5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未	10年以上 15年	15年以上

						満	未満	
支給 係数	0	0.55	0.60	0.65	0.75	0.85	0.95	1.00

別表4

満年齢	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳
支給係数	0.98	0.95	0.92	0.89	0.86